

(設置)

**第1条** 田辺広域休日急患診療所(以下「診療所」という。)における医療機器の整備に要する資金に充てるため、田辺広域休日急患診療所医療機器整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第5条** 基金は、診療所の医療機器を購入するための財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。